

資料 3-1

審議事項

# 令和6年度広島支部事業計画（案）について



## 令和6年度広島支部事業計画の基本方針（案）

広島支部加入者の健康度向上及び医療費適正化のため、以下の重点施策に取り組む。

### 1. 基盤的保険者機能の盤石化

- (1) 業務改革の実践（業務の標準化、効率化、簡素化の推進、職員の意識改革の徹底等）による加入者サービスの向上
- (2) 各種手続き、現金給付等の迅速かつ適正な事務処理の徹底によるサービススタンダードの堅守

### 2. 戦略的保険者機能の一層の発揮

- (1) 「顔の見える地域ネットワーク」を活用した連携・協力による事業展開の充実・強化
- (2) データヘルス計画に基づく保健事業の一層の促進
- (3) 加入者の健康増進を見据えたコラボヘルスのさらなる推進
- (4) 支部の課題解決に向けた、データ分析に基づく医療費適正化事業の実施

### 3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備

- (1) 保険者機能発揮のための人材育成（課題解決力、データ分析力、発信力、創造力等の向上）と組織内外の連携強化
- (2) 地域・職域特性も踏まえた効果的でわかりやすい広報の実施と積極的な情報発信

令和6年度 事業計画（広島支部）

分野	具体的施策等	保険者機能強化のための取組みとの関係 ※支部独自の取組みと必要な予算
1. 基盤的保険者機能の盤石化	<p>○ 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中長期的な視点で安定かつ健全な財政運営を継続していくため、評議会において支部が事業を展開していくにあたっての意見聴取を精力的に行う。</li> <li>・ 今後、厳しさが増すことが予想される協会の財政の見通しに関するの情報発信を積極的に行う。</li> <li>・ 医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 260 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率 10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p> <p>○ 業務改革の実践と業務品質の向上</p> <p>① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務量の多寡や優先度に対応するため、事務処理体制を強化（※）することで生産性の向上を図る。</li> </ul>	

<p>1. 基盤的保険者機能の盤石化</p>	<p>※人材育成シートによる双方向でのやり取りを軸に、当期中の到達目標をグループ全体で共有しながら、個々の事務処理スキルを多能化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理によって業務の標準化を徹底する。加えて、効率化・簡素化に繋がる課題抽出・創案（ボトムアップ）に基づく活発な職場討議によって職員の意識改革を促進する。</li> </ul> <p>【困難度：高】</p> <p>業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするために重要な取組である。</p> <p>また、業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。</p> <p>② サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。</li> <li>・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。</li> <li>・受電体制の強化及び研修（※）の実施による相談業務の標準化を推進し、加入者や事業主からの相談・照会についての的確に対応する。また、「広報基本方針」等に基づき加入者・事業主目線で改善されるホームページへの誘導によって、相談業務の効率化に繋げる。</li> </ul> <p>※支部内研修は、契約職員（一次対応者）における弱点・課題点の事前集約と、その解消並びに講師受任機会の付与を通じた正規職員のスキルアップに留意しつつ、企画・開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「業務改革推進委員会（※）」「お客様満足度調査」「お客様の声」の活用により業務の課題を洗い出し改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に取り組む。</li> </ul> <p>※全グループ参加による課題洗い出し・改善策考案を目的とした支部独自組織であり、過年度における</p>	
------------------------	--	--

<p>1. 基盤的保険者機能の盤石化</p>	<p>お客様満足度調査結果の大幅な改善や支部内進捗確認ツール整備に資したことから、令和 6 年度にあっても、グループ単体での取組みに加えて当該組織を的確に運用する。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し、100%達成に努めているが、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加しているなか、サービススタンダードを遵守していくためには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時実施する必要がある。加えて、新型コロナウイルス感染症の傷病手当金のように、申請件数が突発的に増加することもあり、KPI の 100%を達成することは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：1) サービススタンダードの達成状況を 100%とする 2) 現金給付等の申請に係る郵送化率を前年度以上とする</p> <p>③ 現金給付等の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正かつ速やかに実施する。</li> <li>・ 現金給付の支給決定データ等の分析により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化PT（支部内に設置）において内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。</li> <li>・ 海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。</li> <li>・ 柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する過剰受診（いわゆる「部位ころがし」）の適正化を図るため、加入者への文書照会などを強化するとともに、疑義が生じた施術所については、面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。また、あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書による施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。</li> <li>・ 被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用した効率的な再確認を実施するとともに、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への勧奨により、被扶養者資格確認リストを確実</li> </ul>	
------------------------	--	--

<p>1. 基盤的保険者機能の盤石化</p>	<p>に回収していく。</p> <p>④ レセプト点検の精度向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医学的な知識向上と診療報酬改定を見据えた、講習会等を定期的に開催し、併せて点検員相互に学びあえる環境を整備することで審査スキルの向上を図り、もって査定単価の向上につなげる。</li> <li>・社会保険診療報酬支払基金との協議会内容の充実を図るとともに、社会保険診療報酬支払基金の ICT を活用した審査業務を念頭に置いた効率的な審査を行う。</li> <li>・レセプト内容点検行動計画に基づき、点検員の個別傾向を分析し、スキルに応じた指導を行う。</li> <li>・資格点検、外傷点検を着実かつ確実に実施し、医療費の適正化に取り組む。</li> </ul> <p>【困難度：高】</p> <p>一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICT を活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）を行っている協会では、システムの精度や点検員のスキル向上により、その査定率は既に非常に高い水準に達している。このような中で、KPI を達成することは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：1）協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする  （※）査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額  2）協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする</p> <p>⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・債権回収率向上のため、債権管理回収計画に基づく通常催告のほか、債権額や債務者の個々の状況を踏まえ、早期の連絡や訪問を臨機応変に実施する。また、弁護士催告については、さらなる拡充を図る。</li> <li>・健康保険組合や共済組合、労働基準監督署等との連絡を積極的に行い、保険者間調整の対象を拡大する。</li> <li>・催告を尽くしても支払いに応じないケースについては、法的手続きを積極的に利用し、差し押さえも実施する。</li> <li>・障害・老齢年金調整による返納金について、迅速に調定を行い、早期の債権回収を図る。</li> </ul>	
------------------------	--	--

<p>1. 基盤的保険者機能の盤石化</p>	<p>・資格喪失処理後の健康保険証未回収者に対して、文書による返納催告を迅速に実施するとともに、適用事業所や加入者に対して、各種広報手段を用い資格喪失後に健康保険証は使用できないことを周知する。</p> <p>また、無資格受診による債権発生件数が多い適用事業所に対しては、個別に健康保険証の早期返納に関する要請文書や啓発チラシを適時発送する。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、レセプト振替サービス※1 の拡充により、保険者間調整※2 による債権回収の減少が見込まれるところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。</p> <p>また、資格喪失の届出が電子申請で行われる場合、健康保険証は別途郵送等により返納されることになるため、（健康保険証を添付できる）紙の届出に比べ、返納が遅れる傾向にある。今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPI を達成することは、困難度が高い。</p> <p>※1 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。</p> <p>※2 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。</p> <p>■ KPI：1）返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする  2）日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の健康保険証回収率を前年度以上とする  ※マイナンバーカードと健康保険証の一体化（健康保険証の廃止）が行われるまでの取組とする</p> <p>○ ICT化の推進</p> <p>① オンライン資格確認等システムの周知徹底</p> <p>・医療DXの基盤であるオンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを加入者・事業主に周知する。</p> <p>特に、2023年1月より運用が開始された電子処方箋については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。</p>	
------------------------	---	--

<p>1. 基盤的保険者機能の盤石化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マイナンバーを正確に収録するため、加入者に対するマイナンバーの照会を事務連絡等に基づいて適切に行う。</li> </ul> <p>② マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マイナンバーカードと健康保険証の一体化後も加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナンバーカードの健康保険証利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書の円滑な発行等に取り組む。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>オンライン資格確認等システムは、国の進める医療 DX の基盤となる取組であり、その一環としてのマイナンバーカードと健康保険証の一体化及び電子申請等の導入については、加入者・事業主の利便性向上及び業務効率化に繋がるものであることから、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けては、国の方針を踏まえながら一体化に対応するため、新たな業務フローの検討や必要なシステムの改修を、細部の設計を含めて、極めて短期間で行う必要があることから、困難度が高い。</p>	<p><u>マイナンバーと保険証の一体化に関する</u></p> <p><u>チラシの印刷</u></p> <p>予算：330 千円</p> <p><u>送付用封筒の印刷</u></p> <p>予算：990 千円</p>
------------------------	---	--



<p>2. 戦略的保険者機能の発揮</p>	<p>○ データ分析に基づく事業実施</p> <p>① 本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業の実施及び情報発信を行うため、本部と支部において連携を強化し、医療費・健診データ等を活用した地域差等の分析を行う。</li> <li>・自支部の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した事業を実施する。分析に際しては、分析の精度を高めるため、外部有識者と連携した分析を実施する。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する高度な知識が求められることから困難度が高い。</p> <p>② 外部有識者を活用した調査研究成果の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協会が保有している医療費・健診データ等について、居住地・業態等別の分析が可能という優位性を活かして外部有識者の知見を活用した調査研究を実施する。外部有識者が行う調査研究の円滑な実施のため、研究への助言等を行う。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p>	
-----------------------	---	--

<p>2. 戦略的保険者機能の一層の発揮</p>	<p>外部有識者の研究への助言や研究成果を活用した方策の検討には、高度な医学知識も要することから困難度が高い。</p> <p>③ 好事例の横展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他支部における好事例や、本部とプロジェクト対象3支部（北海道、徳島、佐賀支部）が連携して検討・実施する「保険者努力重点支援プロジェクト」の実施を通じ蓄積した分析結果や事業実施の手法を活用し、支部の課題解決に向けた事業実施を行う。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>医療費・健診データ等を用いた医療費の地域間格差の要因分析（課題の洗い出し）等の実施により得られるエビデンスに基づき、都道府県単位保険料率が高い水準で推移しているプロジェクト対象支部の保険料率上昇の抑制が期待できる事業に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>医療費や健診結果等のビックデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計に関する高度な知識が求められる。また、外部有識者の助言を踏まえた医療費・健診データを用いた医療費の地域間格差の要因分析や事業企画等に当たっては、高度な医学知識も要することから困難度が高い。加えて、各支部においては、これまでも地域の特性を踏まえた医療費適正化の取組を積極的に実施してきたが、とりわけ、プロジェクト対象3支部においては、保険料率が高い水準に留まっており、保険料率上昇の抑制を図ることは困難度が高い。</p> <p>○ 健康づくり</p> <p>① 保健事業の一層の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健事業の重要性を含めた健康意識の更なる醸成を図るため、「健康づくりサイクル」が、健康寿命の延伸や医療費適正化、ひいては保険料率上昇の抑制につながるについて、各種媒体を通じた効果的な周知広報や啓発イベントを引き続き実施する。</li> <li>・付加健診の対象年齢の拡大等更なる保健事業の充実を受け、「顔の見える地域ネットワーク」を活用し、各関係団体とも連携した周知広報や受診勧奨等の取組を引き続き積極的に行う。</li> </ul>	<p><b>新聞朝刊及び地域経済誌への掲載</b></p> <p>予算：2,068千円</p>
--------------------------	--	---

<p>2. 戦略的保険者機能の一層の発揮</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦略的保険者機能を一層発揮するため、支部におけるグループ内外の職員間の更なる連携強化に向け、保健師を含めた職員の役割分担等を明確化した上で、実施体制の整備を図る。</li> </ul> <p>② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健診の実施率向上を図るため、各種データ等の活用により実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・多角的な受診勧奨を強化する。具体策の一つとしては、健診の受診率が低い事業所に対し、広島県や健診機関と連携し、訪問や電話での受診勧奨により健診の重要性を啓発する。</li> <li>・健診機関の進捗管理を徹底し、各機関への適切な実施体制の整備・強化に関する働きかけを通じて、実施数増加を図るとともに、受入可能数の少ない地域を中心に新規健診機関の獲得に努める。</li> <li>・インセンティブ（報奨金）を付与する仕組みを活用し、健診機関による生活習慣病予防健診の新規受診者数の増加を促す取組の一助とする。</li> <li>・事業者健診を受診している事業所に対し、労働局等の関係機関と連名で生活習慣病予防健診への切替えや事業者健診データの提供を働きかける文書勧奨等について、外部委託を活用の上、実施する。また、提出された提供依頼書が確実に健診データの取得につながるよう、データ提供契約健診機関に対し迅速なデータ提供依頼を実施するとともに、データ提供契約のない健診機関との契約に向けた働きかけを強化する。</li> <li>・被扶養者（ご家族）の方が特定健診を受診しやすいよう、集客力のある施設での集団健診や自治体のがん検診との同時実施等の受診機会と利便性向上策の更なる強化により、実施者数の増加を図る。</li> <li>・過去に健診受診歴がない、もしくは定期的に受診していない被扶養者に対し、過去の受診状況等に応じたダイレクトメールによる受診勧奨を実施する。また、受診への動機付けを図る一環として、自己負担のないオプション健診（骨密度、血管年齢測定等）を実施する。</li> <li>・被扶養者の居住地域周辺で行われる集団健診会場や健診機関の情報を可視化した WEB サービスを提供するとともに、いわゆる人間ドックでの特定健診補助の併用やインターネット申込みが可能な健診機関を拡大し、加入者サービスの向上を図る。</li> </ul>	<p><u>商業施設等での集団健診の実施（本人）</u>    予算：2,530千円</p> <p><u>集団健診に係る事業所への案内送付</u>    予算：1,672千円</p> <p><u>事業所への健診受診勧奨等の実施</u>    予算：10,577千円</p> <p><u>個人への生活習慣病予防健診利用勧奨</u>    予算：1,980千円</p> <p><u>健診予約状況照会システムの運用</u>    予算：357千円</p> <p><u>生活習慣病予防健診に係るインセンティブ</u>    予算：6,600千円</p> <p><u>「健康づくりイベント（集団形式による特定健康診査・特定保健指導）の開催</u>    予算：20,160千円</p> <p><u>商業施設等での集団健診の実施（家族）</u>    予算：4,675千円</p> <p><u>集団健診実施のためのダイレクトメール送付</u>    予算：9,111千円</p> <p><u>血管年齢測定等のオプション検査</u>    予算：6,078千円</p>
--------------------------	---	---

<p>2. 戦略的保険者機能の一層の発揮</p>	<p>【重要度：高】</p> <p>健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008年10月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8割以上が被保険者9人以下の中小企業である。そのため、1事業所当たりの特定健診対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：425,910人） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活習慣病予防健診 実施率 64.1%（実施見込者数：273,008人）</li> <li>・ 事業者健診データ 取得率 8.1%（取得見込者数：34,499人）</li> </ul> </li> <li>■ 被扶養者（実施対象者数：108,222人） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定健康診査 実施率 27.3%（実施見込者数：29,545人）</li> </ul> </li> <li>■ KPI：1）生活習慣病予防健診実施率を64.1%以上とする 2）事業者健診データ取得率を8.1%以上とする 3）被扶養者の特定健診実施率を27.3%以上とする</li> </ul> <p>③ 特定保健指導実施率及び質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定保健指導の利用案内の徹底を図り、特定保健指導対象者の利用機会の確保につなげる。</li> </ul>	<p><u>被扶養者への特定健診受診勧奨</u></p> <p>予算：1,782千円</p> <p><u>GPSを利用した健診施設の可視化システムの運用</u></p> <p>予算：830千円</p> <p><u>年次案内に同封する案内文書の作成</u></p> <p>予算：4,200千円</p> <p><u>健診受診勧奨で使用する封筒の作成</u></p> <p>予算：2,112千円</p> <p><u>その他事務経費</u></p> <p>予算：626千円</p>
--------------------------	---	--

<p>2. 戦略的保険者機能の一元層の発揮</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部委託の更なる推進を図り、健診・特定保健指導を一貫して実施できるよう、健診当日の初回面談の実施をより一層促進する。また、健康意識が高まるタイミングを逃さないよう、健診機関による健診当日の全員への健康相談を実施し、特定保健指導の実施数増加につなげる。</li> <li>・委託機関の進捗管理を徹底するほか、各機関が情報交換できる機会を設け、効果的な実施を妨げる課題や実施率の高い機関の好事例を共有する等、質の確保につなげるとともに、連携強化を通じた実施数増加を図る。</li> <li>・各種データ等の活用により、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、関係団体とも連携し、重点的かつ優先的に利用勧奨を行う。併せて、ICT（遠隔面談）を活用すること等により、引き続き特定保健指導対象者の利便性の向上を図る。</li> <li>・2024年度から開始されるアウトカム指標の導入を踏まえ、特定保健指導対象者の行動変容につながる目標設定の手法等を分析の上、効果的な特定保健指導の実施につなげる。</li> <li>・被保険者においては、同日実施が可能な委託機関数の更なる増加と事業所から当日実施に係る同意書を取得し、委託機関への情報提供を推進することで、実施数の増加を図る。</li> <li>・被扶養者においては、集団健診当日における特定保健指導の実施を引き続き強化することで、実施数の増加を図る。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008年10月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8割以上が被保険者9人以下の中小企業である。そのため、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、</p>	<p><b>健診時における健康相談</b>    予算：12,936千円</p> <p><b>特定保健指導利用促進通知の作成</b>    予算：1,210千円</p> <p><b>健診機関が配布する保健指導勧奨チラシの作成</b>    予算：1,986千円</p> <p><b>特定保健指導に係るインセンティブ</b>    予算：3,030千円</p> <p><b>その他事務経費</b>    予算：6,069千円</p>
---------------------------	---	---

<p>2. 戦略的保険者機能の発揮</p>	<p>効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 被保険者（特定保健指導対象者数：61,194人） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定保健指導 実施率 26.1%（実施見込者数：15,972人）</li> </ul> </li> <li>■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：2,541人） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定保健指導 実施率 21.1%（実施見込者数：536人）</li> </ul> </li> <li>■ KPI：1）被保険者の特定保健指導実施率を26.1%以上とする 2）被扶養者の特定保健指導実施率を21.1%以上とする</li> </ul> <p>④ 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3期データヘルス計画で掲げる健康課題の解決に向け、健診の結果、血糖・血圧・LDL コレステロール値について治療が必要と判断された方を確実に医療につなげるために、受診した健診機関において、健診当日の面談や健診後の文書送付等、健診受診後の早期から医療機関への受診勧奨を行う取組を引き続き実施する。</li> <li>・ 従来の生活習慣病予防健診を受診した対象者に加え、特定健診を受診した被扶養者や事業者健診データを取得した者等に対する医療機関への受診勧奨を新たに実施する。</li> <li>・ 糖尿病性腎症を含む生活習慣病の重症化を防ぐため、対象者への早期受診（治療再開を含む。）を促す取組を引き続き実施する。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。</p>	<p><u>未治療者に対する健診機関での受診勧奨</u> 予算：9,173千円</p> <p><u>糖尿病性腎症患者に対する受診勧奨</u> 予算：1,749千円</p>
-----------------------	---	---

<p>2. 戦略的保険者機能の発揮</p>	<p>■ KPI：健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を前年度以上とする</p> <p>⑤ コラボヘルスの推進</p> <p>i) 健康に関する情報提供等を通じた事業所のヘルスリテラシーの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康経営の普及促進を図るため、事業所ごとの健康度を見える化した「ヘルスケア通信簿」を活用して、事業所の健康課題の理解促進を図るとともに、広島県や経済団体等と連携した健康経営セミナーを実施する。</li> <li>労働生産性の低下やメンタル系疾患発症に影響が大きいといわれる生活習慣（特に睡眠、食事、運動）に関する情報を提供し、事業主及び加入者に健康づくりの意識改善を促す。</li> <li>メンタルヘルス対策について、広島産業保健総合支援センター等と連携した取組を積極的に推進する。</li> </ul> <p>ii) 「ひろしま企業健康宣言」エントリー数の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規エントリー数を拡大させるため、支部職員や協力事業所（生命保険会社、損害保険会社）等によるエントリー勧奨（文書、電話、訪問）を実施する。</li> <li>広島県と連携し、健康経営の実践事業所への顕彰として県知事表彰を実施することで、企業や社員のモチベーションを高めるとともに、広島県全体の取組へと拡大させる。</li> </ul> <p>iii) ひろしま企業健康宣言エントリー事業所へのフォローアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>エントリー事業所に対するサポートの一環として、季刊誌「い・ろ・か（ひろしま企業健康宣言通信）」を発行することを通して、宣言内容を確実に実践するための動機付けを行う。</li> <li>疾病予防や運動講座等多種類の健康づくり講座を訪問、またはオンラインにより実施し、事業所全体で健康づくりに取組む意識を向上させる。</li> <li>健康経営の実践に対する全般的な質の確保を求めていくため、健康経営の取組状況に係るチェックシート（振り返り用）に基づき、認定基準を充足した事業所を「健康づくり優良事業所」として認定を行う。</li> <li>経済産業省・日本健康会議が推進する「健康経営優良法人認定制度」の周知や、申請のサポートを行うことにより、広島県内の健康経営優良法人認定法人の増加を図る。</li> </ul>	<p><u>ヘルスケア通信簿の発行</u></p> <p>予算：3,630千円</p> <p><u>各関係団体と連携した健康づくりに関するセミナーの開催</u></p> <p>予算：2,117千円</p> <p><u>睡眠改善に向けたWeb問診アンケートによるアドバイスシートの提供</u></p> <p>予算：14,960千円</p> <p><u>健診結果による治療状況と健康経営の取り組み状況の分析に基づく効果的なアプローチ</u></p> <p>予算：5,720千円</p> <p><u>ひろしま企業健康宣言エントリー勧奨用リーフレット等の作成</u></p> <p>予算：1,430千円</p> <p><u>ひろしま企業健康宣言エントリー電話勧奨（外部委託）</u></p> <p>予算：1,320千円</p> <p><u>ひろしま企業健康宣言エントリー事業所へのフォローアップ</u></p> <p>予算：5,940千円</p> <p><u>外部委託による健康づくり講座</u></p> <p>予算：3,960千円</p>
-----------------------	--	--

<p>2. 戦略的保険者機能の発揮</p>	<p>【重要度：高】</p> <p>超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を50万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を5,000事業所（※）以上とする （※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数</p> <p>○ 医療費適正化</p> <p>① 医療資源の適正使用</p> <p>i) ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広島県をはじめ、広島県薬剤師会等の関係機関への働きかけや、関係機関と連携したジェネリック医薬品の使用促進に資する広報等の実施を通じて、広島県全体のジェネリック医薬品の使用割合の向上を図る。</li> <li>・医療提供者から加入者への使用促進のアプローチ強化を図るため、ジェネリック医薬品使用状況のお知らせを送付し、自機関の特徴を把握してもらうほか、広島県、広島県薬剤師会と連携した取組の実施を通じて、薬局から加入者へのジェネリック医薬品の使用に関する働きかけの強化を図る。</li> </ul> <p>ii) 上手な医療のかかり方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療資源の適正使用の観点から、医療データの分析結果等を活用し、不要不急の時間外受診や休日受診、はしご受診の問題点など、加入者への周知・啓発を図る。</li> </ul> <p>i) 及び ii) の取組については、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用して事業展開を図る。</p> <p>【重要度：高】</p>	<p><u>令和6年度ひろしま企業健康宣言健康づくり優良事業所認定</u></p> <p>予算：1,991千円</p> <p><u>医療機関・薬局向けジェネリック医薬品使用割合等の見える化ツールの発送</u></p> <p>予算：911千円</p> <p><u>お薬手帳アプリを活用したジェネリック医薬品軽減額通知</u></p> <p>予算：5,082千円</p> <p><u>セルフ Medikation (OTC 医薬品) の周知による薬剤費適正化対策</u></p> <p>予算：8,250千円</p> <p><u>上手な医療のかかり方の啓発に係る複合的な広報</u></p> <p>予算：9,020千円</p> <p><u>上手な医療のかかり方の啓発に係る個別通知の送付</u></p> <p>予算：14,960千円</p>
-----------------------	---	---



<p>2. 戦略的保険者機能の発揮</p>	<p>医療費適正化基本方針において、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」で定められた目標である「後発医薬品の数量シェアを、2023 年度末までに全ての都道府県で 80%以上」に達していない都道府県については、「当面の目標として、可能な限り早期に 80%以上に到達することを目標とすることが望ましい」とされている。これを受けて、協会としても 80%を達成していない支部について早期に 80%を達成する必要がある、重要度が高い。</p> <p>また、第 46 回経済・財政一体改革推進委員会社会保障ワーキング・グループ（令和 5 年 4 月 28 日開催）において定められた国の目標である、「2029 年度末までに、バイオシミラーに 80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の 60%以上」の達成にも寄与するものであることから、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続しており、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で前年度以上とする （※）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする</p> <p>② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療構想調整会議への参加を継続する。その際、地域医療が見える化したデータベース等を活用し、地域ごとの医療提供の実態や偏りも踏まえ、エビデンスに基づく意見発信を行う。</li> <li>・現役世代に求められる負担の上昇を抑えながら、持続可能な医療保険制度を構築するために、関係団体と連携した意見発信の実施に向けた調整を行う。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。</p>	
-----------------------	---	--

<p>2. 戦略的保険者機能の一元層の発揮</p>	<p>③インセンティブ制度の実施及び検証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2021 年度に見直しを行ったインセンティブ制度を着実に実施する。</li> <li>・ インセンティブ制度について、加入者及び事業主に仕組みや意義をご理解いただけるよう、引き続き周知広報を行う。</li> </ul> <p>○ 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療費適正化の意義や健康づくり等の協会の取組内容について、加入者・事業主に正確にご理解いただくため、統一的・計画的・効果的な広報の取組を強化し、協会として目指すべき広報の姿を示す「広報基本方針」に則り、具体的な広報内容・広報スケジュールに基づき実施する。</li> <li>・ 健康保険制度や健康に関する情報を加入者に広く知ってもらうため、健康保険委員等を通じて、本部で作成した広報資材を活用しつつ、広島支部マスコットキャラクター「健康いろは」「健康かえで」を活用した分かりやすい広報を行う。</li> <li>・ 健康保険委員について、委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険委員活動の活性化を図るため、役立つ内容を盛り込んだ「健康保険委員研修会」の開催や、健康保険委員向けの広報（情報提供）誌「健康保険委員だより」、広島支部ホームページ内の健康保険委員向けサイト等を通じて、情報提供を行う。</li> </ul> <p>■ KPI： 1－1）全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 68.7%以上とする</p> <p>1－2）健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする</p>	<p><u>インセンティブリーフレットの制作</u></p> <p>予算：330 千円</p> <p><u>ホームページ用掲載コンテンツ（健康情報等）の制作</u></p> <p>予算：1,320 千円</p> <p><u>自治体広報・PRセミナーの開催及びブログリリース配信サービスの活用</u></p> <p>予算：1,254 千円</p> <p><u>納入告知書同封チラシによる広報（印刷・作成）</u></p> <p>予算：2,255 千円</p>
---------------------------	---	---

<p>3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員の意識改革及びコミュニケーションの強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・協会の「基本使命」「行動規範」を常に意識した行動を実践する組織風土の更なる醸成を図る。</li> <li>・円滑な業務運営を行うため、「オアシス運動」「報告・連絡・相談」をはじめとしたコミュニケーションの活性化を図る。</li> <li>・職員全員が職責における役割定義を理解し、PDCA を意識した業務の遂行を行う。</li> <li>・上長から部下への適切な指導教育により、支部の組織力向上と意識の変革を醸成する。</li> </ul> </li> <li>○ 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険者機能発揮に向けた人材育成のため、OJT を中心とした育成と創造力を養うための効果的な研修等を実施し、組織基盤の底上げを図る。</li> <li>・職員全員が事業所訪問を経験し、営業力、組織力の強化を図る。</li> </ul> </li> <li>○ 各種リスク管理の徹底 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務処理誤り、誤送付等による個人情報漏洩を起こさないための指導強化を図り、各種委員会等を通じ積極的な取組を行うほか、ヒヤリ・ハット事例の共有等を踏まえたリスク管理のもと事務処理誤りの発生防止を徹底する。</li> </ul> </li> <li>○ コンプライアンスの徹底 <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等規律をはじめ、倫理や社会的規範、社内ルールを遵守させるため、目的や課題に対し、有意義で効果的な職員研修等を実施し、職員一人ひとりへ理解浸透を図る。</li> </ul> </li> <li>○ 費用対効果を踏まえたコスト削減等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・調達における競争性を高めるため、参加が予想される業者に広く PR を行う等周知に努める他、公平性を十分に意識した公告期間や業務履行期間を設定し、一者応札案件の減少に努める。</li> </ul> </li> </ul> <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする</p>	
-----------------------------------	--	--